


令和8年度 雪国長岡での再エネ導入促進補助金 Q&A

長岡市環境部環境政策課 R8.5.18更新

No	質問	回答
全般事項		
A-1	国や県の補助制度との併用は可能か。	併用できません。
A-2	新潟県が実施している太陽光パネル・蓄電池の共同購入事業（みんなのうちに太陽光）と併用は可能か。	併用可能です。 ※みんなのうちに太陽光は補助制度でないため https://group-buy.pref.niigata.lg.jp/solar/niigata/home 
A-3	補助対象とする設備が異なれば、国や県の補助制度と併用は可能か。 例えば、『住宅部分』はみらいエコ住宅の補助金を活用し、『太陽光パネル部分』は、雪国長岡での再エネ導入促進補助金（以下、「長岡市再エネ補助金」とする。）を活用し、『蓄電池部分』は、DR蓄電池補助金を活用するように、それぞれの設備でそれぞれの補助制度を活用することはできるのでしょうか。	設備が異なれば、併用が可能となるケースがあります。長岡市再エネ補助金では、設備が異なれば併用可能としていますが、 <u>利用する各補助制度の事務局にも併用可能かご確認ください。</u> また、併用する場合は設備の契約書を分けていただく必要があります。（住宅建設の契約書、太陽光パネル設置の契約書、蓄電池の契約書をそれぞれ分ける）
A-4	交付申請から交付決定までどのくらいの期間を要しますか。	内容に不備がなければ2週間程度で交付決定できる見込みです。内容に不備や疑義があると、再提出等の時間を要することになります。
A-5	工事完了が来年の3月になる予定です。申請できますか。	申請できません。工事・手続・支払など全て完了させ、来年2月末日までに実績報告書を提出（厳守）していただく必要があります。
A-6	中古設備、中古住宅は対象となりますか。	対象となりません。
A-7	申請書提出前に、補助対象設備を設置しました。これから申請しても対象となりますか。	対象となりません。先ず補助金の申請をしていただき、交付決定を受けてから事業着手（契約行為等）していただく必要があります。
A-8	一つの法人が複数の事業所に補助対象設備を導入することは可能ですか。 また、複数申請は可能ですか。	複数事業所への導入は可能です。事業者による太陽光発電設備設置の場合、一事業（一つの契約・発注）につき上限200万円までとなっており、申請は一事業ごとに行ってください。

No	質問	回答
A-9	社屋の屋上に太陽光発電設備を設置するために補助金を申請した後、社屋のカーポートにも太陽光発電設備を導入したい。複数回の補助金の申請は可能か。	<p>同一敷地内における、同一設備（同一メニュー）の複数回申請は、補助上限額の範囲内であれば認められます。ただし、補助額の算定に当たっては、各申請ごとに導入する太陽光パネルの容量とパワーコンディショナーの容量のうち、いずれか小さい方の容量を用います。</p> <p>なお、本取扱いは、法人、個人、同一世帯に属する方のいずれの場合も同様とします。</p> <p>例：個人申請の場合（補助上限：35万円） 住宅の屋根に、太陽光パネル4kW、パワーコンディショナー4kWを設置し、補助金28万円（4kW × 7万円）の交付を受けた。</p> <p>その後、同一敷地内のカーポートに、太陽光パネル3kW、パワーコンディショナー2kWを設置した。</p> <p>この場合、2回目の申請においては、補助対象容量は2kWとなり、算定上の補助額は14万円（2kW × 7万円）となりますが、既に28万円の交付を受けているため、補助上限額35万円から既交付額を差し引いた7万円が補助額となります。</p>
A-10	補助金を受けた設備について、事業終了後の留意点は。	<ul style="list-style-type: none"> ・法定耐用年数の間、当該設備の譲渡、交換、貸付、廃棄または担保とすることは禁止です。 ・上記の期間、財産に係る台帳その他事業に関する関係書類を保管しなければなりません。なお、電磁的記録による保管としてもよいです。 ・各種計測データの提供にご協力いただきます。
A-11	工事請負契約を「注文書と注文請書」や「電子契約」で締結した場合は対象になりますか。	<p>対象になります。</p> <p>ただし、契約者名など、要件の確認に必要な項目が書面上に正しく明記されている必要があります。</p> <p>また、不動産売買を電子契約で締結する場合も同様です。</p>
A-12	補助金請求書の補助金振込先は、申請者の配偶者の口座情報でもよいか。	<p>補助金の振込先は申請者ご本人名義の口座のみとなります。</p> <p>配偶者様名義の口座はご指定いただけません。</p>
太陽光発電設備及び蓄電池の要件等について		
B-1	余剰電力の売電は可能ですか。	<p>FIT及びFIPを活用しての売電はできませんが、それ以外での売電は可能です。</p> <p>なお、自家消費率30%以上（事業所は50%以上）である必要があります。</p>

No	質問	回答
B-2	補助対象設備による温室効果ガス削減効果について、J-クレジット制度を活用してもよろしいですか。	法定耐用年数（太陽光発電設備：17年）を経過するまでの間、J-クレジット制度への登録はできません。
B-3	申請書の「太陽光発電設備の容量」は、太陽光パネルの容量とパワーコンディショナーの容量のどちらを記載するのが正しいのか。	太陽光パネル容量とパワーコンディショナー容量のいずれか小さい方を記載してください。（小数点以下切り捨て）
B-4	要件である自家消費率30%以上（事業所は50%以上）を達成できなかった場合はどうなりますか。	設備稼働後、年間実績を報告していただきます。自家消費率が30%未満（事業所は50%未満）になる場合、補助金を返還していただく可能性があります。計画時のシミュレーションを緻密に行い、過度な規模の設備とならないようにしてください。
B-5	既に太陽光発電設備を設置しているので、蓄電池を新たに設置しようと考えています蓄電池単独での設置は対象となりますか。	対象となりません。蓄電池については、本事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備として同時に導入する必要があります。
B-6	既に太陽光発電設備を設置しているのですが、パネルの増設を検討しています。増設分については補助対象となりますか。	以下要件に合致していれば補助対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・既設の太陽光パネルの設置の際に、本補助金を上限額まで利用していないこと。 ・パワーコンディショナーも増設すること。 ・増設分の太陽光パネルと増設分のパワーコンディショナーの容量のいずれか小さい方が1kW以上であること。
B-7	既存建築物への太陽光パネルの後付け設置も対象となるか。	本事業で太陽光パネルとパワーコンディショナーを導入する場合、対象となります。（パワーコンディショナーの導入がない場合は、交付対象とはなりません。）
ZEHの要件等について		
C-1	ZEH Orientedは対象になりますか。	対象になります。 同様に、Nearly ZEHも対象になります。
C-2	BELS以外の認証でもよいか。	原則、BELS認定書を取得してください。 建築物省エネ法に基づく省エネルギー性能表示（第三者認証を受けているものに限る）において、『ZEH』等の省エネルギー性能評価の認証を取得する必要があります。

No	質問	回答
C-3	補助申請時にBELS認定書の取得が間に合わない場合でも補助申請は可能か。	申請時にBELS認定書が取得できない場合は、BELS認証を満たす計算根拠（外皮性能及び一次エネルギー消費量計算結果等）を提出し、認定書は実績報告時に提出してください。実績報告時にBELS認定書が無い場合、補助金を交付できません。
C-4	申請対象となるZEH住宅に申請者が居住していない場合も申請できるか。	申請できません。 施工完了後、申請者が常時居住する住宅であることが要件となります。
C-5	交付申請時に「新築する住宅の所在地」が確定していない場合はどうすればよいか。	交付申請書には現在の予定地で記入し、実績報告時に確定後の所在地を記入してください。
申請手続きについて		
D-1	申請書類はどこで入手できるか。	市HPからダウンロードしてください。
D-2	申請書類に不足等があった場合、受け付けてもらえるか。	一時預かりになります。申請者本人に連絡しますので、すみやかに不足書類を提出してください。
D-3	申請書類は申請者本人が手書きする必要はあるか。	申請者の手書きである必要はありません。 (Microsoft Wordに入力で問題ありません。) なお、押印も不要です。
D-4	共通の申請書類にある【設置場所及び付近の見取り図】は、グーグルマップなどのスクリーンショットでも問題ないか。	利用するサービスの利用規約に則っていれば問題ありません。
D-5	申請書に記載する工事着手日は何を記載すればよいか。（工事着手日、契約日など）	工事の請負契約日または工事着手日のいずれか早い方を記載してください。
D-6	申請書に記載する完了日は何を記載すればよいか。（工事完了日、支払い完了日など）	工事完了日または支払い完了日のいずれか遅い方を記載してください。
D-7	都合により申請を取り下げたい	「補助金（変更・中止・取下）承認申請書」の提出が必要のため、事前にご相談ください。
D-8	申請を取り下げた場合、書類の返却は可能か。	申請書類は返却できません。

No	質問	回答
D-9	<p>交付決定後、やむを得ず導入する太陽光発電設備や蓄電池のメーカー・容量を変更したいが、認められるか。</p>	<p>導入設備が変更になる場合、長岡市環境政策課（TEL:0258-24-0528）に連絡してください。（「変更・中止・取下承認申請書（別記第5号）」と、交付申請時に提出した添付資料から変更が生じる書類を提出いただきます。）</p> <p>事業費の増額変更は、予算状況によっては認められない場合がありますのでご了承ください。</p>
D-10	<p>実績報告書に添付する非FIT売電を証明する書類について、売電の契約書等の取得に時間を要する場合はどうすればよいか。</p>	<p>速やかな実績報告書の提出に支障をきたす場合は、「売電報告書（参考様式）」を使用して売電に関する情報を報告してください。</p>
D-11	<p>自家消費率報告書について、発電開始と売電開始時期が異なる場合、どの時期から集計すればよいか。</p>	<p>売電開始以降の12か月分の太陽光発電設備の利用状況を報告してください。</p>
D-12	<p>実績報告書に添付する契約書等の写しについて、電子契約の場合はどうすればよいか。</p>	<p>電子契約の場合は、契約書のPDFに加えて、電子署名の有効性を証明する書類（合意締結証明書・完了証明書等）をご提出ください。なお、電子署名法に基づくタイムスタンプや署名情報が確認できない形式での提出（単なるスキャンデータ等）は認められませんのでご注意ください。</p>

No	質問	回答
その他事項		
E-1	太陽光発電設備を設置する際の注意事項はありますか。	<p>設置条件や建物の状況により異なりますが、導入に当たっては、以下の事項について施工業者に十分確認することを推奨します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネルの設置容量が過大となっていないか。 (本補助金は自家消費率30% (事業所は50%) 以上が要件) ・長岡の雪は重いため、太陽光パネルの積雪荷重が十分に考慮された仕様となっているか。 ・太陽光パネル上に積もった雪が、勢いよく滑り落ちることで、人や物に被害が生じるおそれはないか。(軒先までパネルを施工していないか、新たに雪止めの設置が必要でないかなど) ・落雪式屋根に施行する場合、太陽光パネルの上に堆雪しないか。または、堆雪した場合でも支障がないか。 ・定期点検の有無、ならびにパワコンや蓄電池の故障時の対応内容はどうか。また、それらにかかる費用(ランニングコスト)はいくらか。 ・将来的に太陽光パネルを撤去・更新する場合の撤去費用や方法はどうか。
E-2	自家消費率報告書について教えてください。	<p>本補助金は、自家消費率30% (事業所は50%) 以上であることを要件としているため、12か月分の発電量および売電量に基づき、自家消費率が基準値を満たしているか確認させていただきます。</p> <p>自家消費率報告書は市ホームページに掲載していますので、内容の記載が完了しましたら、ご提出をお願いします。</p> <p>また、自家消費率算定の根拠となる資料についても、併せてご提出ください。</p> <p>発電量については、発電モニターで発電量分かる写真、またはモニタリングシステムから出力したデータを添付してください。</p> <p>売電量については、売電先事業者から通知される、売電量の分かる書類を添付してください。なお、発電モニター等により売電量分かる場合は、当該モニターの情報(写真や出力データ)で構いません。</p>